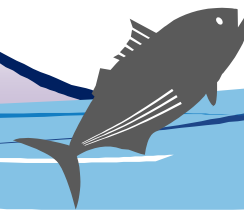


# まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～

拾八



平成25年4月

## 市民会議素案のまとめに向けた検討を行いました

平成25年3月3日（日）午後1時から焼津市役所にて、第18回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

今回は「市民会議素案」のまとめに向けて、初めて全ての項目を通して検討を行いました。

前回の会議から今回の会議までの間に、これまでの検討の成果を策定作業グループ会議により「市民会議『素素案』」として整理しました。

今回の会議の検討では、まず「素素案」について全体で読み合わせを行い、項目及び内容を確認し、その後、グループごとに話し合いを行い、「素素案」に対するそれぞれ意見や感想を共有しました。

また、策定作業グループ会議のメンバーへの質問により、項目ごとの具体的な検討経過や内容を把握したうえで、「追加」、「修正」、「削除」などのそれぞれの意見をポストイットに記入しました。

意見を記入したポストイットは、模造紙に拡大印刷して会場内に貼り出した「素素案」の該当する項目のところに貼っていき、項目ごとに、出された意見がどの程度あるかわかるようにしました。



出された意見は、1つ1つ読み上げ確認していき、考え方や論点などを整理し、全体で共有しました。

今回出された意見をもとに、今後さらに市民会議で検討し、「市民会議『素案』」としてまとめる予定です。



### ☆自治基本条例豆知識☆

#### ○「自治基本条例」は個性いろいろ！

現在、200余りの自治体で制定されている自治基本条例は、各々の自治体で抱える課題や現状等を考慮し独自の規定を盛り込むなど、条例の内容は自治体ごと様々です。

例えば、神奈川県大和市では「市及び市議会は厚木基地の移転が実現するよう努める」旨の独自規定を盛り込こんでいます。

当市民会議でも、焼津市の特色である「水産業などを中心とした産業立地により発展したまち」として事業者を応援する規定や「第三の被爆したまち（第五福竜丸）」として平和に関する規定など、焼津市独自の自治基本条例について検討を進めています。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市総務部政策企画課  
電話：054-626-2141（直通）  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp